

農業委員会会議録（概要）

会 議 名	6月定例農業委員会																											
開 催 日 時	平成22年6月21日（月）午前9時から午前9時30分まで																											
開 催 場 所	愛西市役所立田庁舎 3階 第一会議室																											
出 欠 席 者	別紙のとおり																											
協 議 事 項 等	<p>協議事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">議案第 8号</td> <td style="width: 80%;">農地法第3条</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">8件</td> </tr> <tr> <td>議案第 9号</td> <td>農地法第4条</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>議案第10号</td> <td>農地法第5条</td> <td style="text-align: right;">10件</td> </tr> <tr> <td>議案第11号</td> <td>買受適格証明願</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>議案第12号</td> <td>相続税の納税猶予に関する適格者証明願</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>決定第 3号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">9件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>農地法第3条の3第1項の規定による届出</td> <td style="text-align: right;">8件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>農農地法第5条第1項第6号</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>農地改良届出書</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> </table>	議案第 8号	農地法第3条	8件	議案第 9号	農地法第4条	1件	議案第10号	農地法第5条	10件	議案第11号	買受適格証明願	1件	議案第12号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件	決定第 3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	9件	専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	8件	専決報告	農農地法第5条第1項第6号	1件	報 告	農地改良届出書	5件
議案第 8号	農地法第3条	8件																										
議案第 9号	農地法第4条	1件																										
議案第10号	農地法第5条	10件																										
議案第11号	買受適格証明願	1件																										
議案第12号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件																										
決定第 3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	9件																										
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	8件																										
専決報告	農農地法第5条第1項第6号	1件																										
報 告	農地改良届出書	5件																										
公開 / 非公開の別	公開																											
非公開の理由																												
傍聴人の数	0人																											
会 議 資 料	議事日程 議案書及び地図																											
審 議 経 過	別紙のとおり																											

別紙

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出	会 長	日 永 熙	
出	副 会 長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出	副 会 長	加 藤 勘 治	
出	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出	委 員	服 部 多惠子	
出	委 員	荻 巢 征 夫	
出	委 員	野 口 隆	
出	委 員	藤 原 智	
出	委 員	加 藤 薫	
出	委 員	水 谷 善 一	
欠	委 員	黒 田 國 昭	
出	委 員	中 野 英 孝	
出	委 員	鈴 木 義 英	
出	委 員	濱 田 恒 雄	
出	委 員	蜂須賀 時 夫	
出	委 員	伊 藤 幹 雄	
出	委 員	服 部 勝 明	
出	委 員	横 井 博 昭	

出欠席	役職	氏名	備考
出	委員	立松春雄	
欠	委員	加藤清治	
欠	委員	小林義昭	
出	委員	辻義則	
出	委員	三輪清博	
出	委員	村上守國	
出	委員	野口ゆき彖	
出	委員	井戸田幸夫	
出	委員	安田秀樹	
出	委員	佐藤武司	
出	委員	古野正史	
出	委員	石垣謙治	
出	委員	野田峯和	
出	委員	堀田重孝	
出	委員	服部政良	
出	委員	植田秀夫	
出	委員	中島義雄	
出	委員	伊藤宗雄	
出	委員	古江寛昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
係 長（事務担当）	渡 辺 弘 康

発言者	内 容
会長	1. 平成22年6月21日、農業委員会は立田庁舎3階第一会議室に招集された。
	2. 出席・欠席委員は別紙のとおり
	3. 本委員会の書記は次のとおりである。 課長補佐（事務担当） 鷲野 継久
	4. 協議事項は、次のとおりである。
	議案第8号 農地法第3条 8件
	議案第9号 農地法第4条 1件
	議案第10号 農地法第5条 10件
	議案第11号 買受適格証明願 1件
	議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件
	決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について 9件
	専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 8件
	専決報告 農農地法第5条第1項第6号 1件
	報 告 農地改良届出書 5件
	開 会（午前9時00分）
	会長あいさつ
	本日の出席者数は34名で、定足数に達しておりますので、只今より6月定例農業委員会を開会します。
	審議に入ります前に、本日の議事録署名者を私より指名致します。
	議席番号12番 濱田 恒雄 委員、
	議席番号13番 蜂須賀 時夫委員を指名します。
	それでは、只今より議事日程に基づき議案審議に入ります。
議案第8号 農地法第3条 8件	
議案第9号 農地法第4条 1件	
議案第10号 農地法第5条 10件	
議案第11号 買受適格証明願 1件	
議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件	
決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について 9件	
専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 8件	
専決報告 農地法第5条第1項第6号 1件	
報 告 農地改良届出書 5件	

会長	事務局から議案第8号 農地法第3条 8件についての説明をお願いします。
事務局	(農地法第3条 1番～8番説明)
会長	只今、議案第8号 農地法第3条 8件について、説明をさせて頂きました、何かご質問ございますか。
委員	1番の件ですが、124㎡と言う事で、他に関連で買われる予定があるのか、ここだけ買われるのか。
事務局	こちらだけの土地の購入でございます、後は出ておりません。
会長	他、宜しいでしょうか。 それではお諮りします、議案第8号農地法第3条 8件について、賛成の方は、挙手をお願いします。 どうも有り難うございました、全員賛成ですので許可する事に決定させて頂きます。
	それでは、議案第9号 農地法第4条 1件について事務局より説明をお願いします。
事務局	(農地法第4条 1番を説明)
会長	それでは、議案第9号について何かご質問ございますか。 では、議案第9号 農地法第4条 1件について、賛成の方は、挙手をお願いします。 有り難うございました。 全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
	続いて、議案第10号 農地法第5条 10件について事務局より説明をお願いします。
事務局	(農地法第5条 1番～10番説明)
会長	只今、議案第10号についてご説明させていただきました、何かご質問、ご意見ございませんか。
委員	議案番号5番についてお尋ねをさせていただきます、地目は田でございますが現況は畑で野菜が作付けされておるのが数年前からの実態でございます。 この様な農地につきまして農地法第5条の規定による許可申請等々につきましては別に罰則等々は無いかと思っておりますが、ただ農業委員会としてですね、今日まで畑として利用してされている事についての制裁・罰則等は無いかお

	<p>伺います。</p>
事務局	<p>失礼します、5番の関係でございますが地目は田で現況は畑で、委員さんの言われる通りでございました、私共も現場を確認してまいりました。</p> <p>いつから畑になっていると言う事は確認しておりませんが、かなり昔から畑になっていると思われ、その当時に農地改良届が出ているか、農地改良届が出ていない場合でも農地としては認める事が出来ますので、この様な申請となっております、宜しくお願いします。</p>
委員	<p>今の、何時の時点に農地改良届が出ているのかを確認をしていただいて、実際は地目が田であると言う事はですね、第三者に対する指導上良くないと思います。ですから、例えば先程の他の案件等々で畑であっても実際は畑以外で使っている場合は始末書を取っている、その様な事をやっている訳でしょ、何故この今の私の申し出している事に付いては、全然内容が違う訳ですよ、現況が、だから、適正に、たとえば地目を変更するように指導するとか、その様にすべきだと思いますが、農業委員会の立場として、その点はどうでしょうか。</p>
事務局	<p>前にも佐屋の農地パトロールでその様な意見も出ておりましたが、全ての農地に対してその様な指導、そこまでは徹底されていないのが現状で御座います、いずれにしましても、委員さん言われる様に、この様な申請が今までにも出て来た事が御座います、これからの出てくると思いますので、農業委員会としてはその様に指導を強化して行きたいと思えます。それで宜しくお願いします。</p>
委員	<p>それでは、徹底した、統一された指導を取り入れて頂きたいと思えます。</p> <p>それと、余分な事かと思えますが、現在の案件の周辺を見ますと、以前は全て田でありましたが現在は埋め立てられ野菜が作られています、ですから要するに、同一の類ではないのかなと言う感じがいたしますので、例えば地目が田で現況が畑であると言う事であれば、それなりの指導を要望しておきます。</p>
事務局	<p>佐屋地区の関係も御座います、農地パトロールの方でもご協力いただき、又、地元の農業委員さんからも指導を頂くと言う事で、今後注意して行きたいと思えます。いずれにしましても、農地性、農地の転用については問題御座いませんので、宜しくお願いします。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p>
委員	<p>実は僕の事ですが、今言われる地目は田だけど畑になっていると言うのは、永久転作と言う事で転作の時に埋めた、今回調べて分かったが、永久転作だから簡単に入るとしたら入らなかった、そう言った話から、それも理屈から言えば一緒だわな理屈が、地目は田んぼなんだわね、そう言ったのはどうなるの</p>

委員	<p>か、変えないといけないのか。</p> <p>佐屋で先回の農地パトロールの時にどうするかと言う話がありましたが、実際問題、調べて行くと現況畑で地目水田と言うのは、私の町内でもかなりの枚数事実あります、ただ農地が農地として使われている為、多少大目に見ている、他のものに使われている場合はだめだが、農地を農地で使われているので分かった物から指導すると言う事でどうでしょうか。</p>
会長	<p>他、何か宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第10号 農地法第5条 10件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>有り難うございました。賛成多数と言う事で県へ進達する事と決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第11号 買受適格証明願 1件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(買受適格証明願 1番を説明)</p> <p>尚、この案件につきましては、事務の効率化を図る為、申請人が落札して農地法第3条の申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに許可処理してよろしいかも含めて検討をお願いします。</p>
会長	<p>この件について何かご質問、ご意見御座いませんか。</p> <p>それでは、議案第11号 買受適格証明願 1件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>どうも有り難う御座いました、全員賛成と言う事で3条申請が提出された時は速やかに許可処理をお願いします。</p> <p>続きまして、議案第12号相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1番を説明)</p>
会長	<p>議案第12号について何かご質問ございますか。</p> <p>それでは、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>有り難うございました、全員賛成と言う事で、証明する事と決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして、決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 9件を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	(農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について9件説明)
会長	<p>この件について何かご質問ございますか。 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 9件、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>どうも有り難うございました。全員賛成ですので市へ答申する事に決定いたします。</p> <p>続きまして、専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出8件、専決報告 農地法第5条第1項第6号1件、報告 農地改良届出書5件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出1～8番説明)</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号 1番説明)</p> <p>(報告 農地改良届出書 1～5番説明)</p>
会長	只今、専決報告、報告等ご説明させて頂きました何かご質問ございますか。
委員	この15ページの1番の届出者の方は、たしか今ご病気で、畑にして管理すると言われるんですが、やって、草がボウボウではいけないから、その辺のところをしっかりと耕作して頂いて、果樹を植えるにしても、周辺に迷惑が掛からないようお願いしたい。
事務局	いづれにしても、申請は畑にして耕作するという事でございますので、尚、4ヶ月に1回の農地パトロールもございますので、地区の委員さんにも目を光らせて頂いて進めたいと思います。
会長	他宜しいでしょうか。
委員	すみません、農地改良届出書の5番ですが、届出者は私も非常に良く知っている方で、何をやっている方かも存知上げていますが、この辺り農振の青地地区のど真ん中で2,500㎡と言う非常に大きな面積を造成して頂いて育苗ハウスと言う事ですので、もし、どの様事でやられるのか分かって見えたら、若干内容を教えて頂きたい。
事務局	委員が言われる様に、私共も心配でしたので、本人に会って話をしてきました。ハウスをいただいて埋め立てし育苗を作る、「変なことは絶対しない」と確認をしてまいりました。
委員	ハイブリット米か。

委員	<p>そうです、育苗用のハウスを作りたいとの事で。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>それでは、専決報告、報告について賛成の方は、挙手をお願いします。 有り難うございました、全員賛成と言う事で可決承認頂きました。 全議案可決、承認をいただきました。有り難う御座いました。 定例農業委員会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>閉 会（午前9時30分）</p> <p>この議事録内容に相違ないことを証するためにここに署名する。</p> <p>平成22年6月21日</p> <p>会 長 日 永 熙</p> <p>議事録署名者 議席番号12番委員 濱 田 恒 雄</p> <p>議事録署名者 議席番号13番委員 蜂須賀 時 夫</p>
委員	<p>その他 ・立田地区農地パトロール報告</p>
事務局	<p>・八開地区農地パトロール 6月25日（金）八開農業管理センター 土地利用調整室に集合の報告</p> <p>・愛知県農業会議より農業委員会系統組織による「口蹄疫」義援金の説明 1口500円の義援金を支出する事で全委員賛成。</p>

・農業委員会委員研修会について報告

平成22年9月1日(水)午後1時30分～午後4時15分

場所：稲沢市民会館ホール

詳しい内容は8月の農業委員会にて報告する。

・委員の葬儀の報告

委員のお父様の葬儀に参列し、委員会より香典、親睦会より香典・伽見舞をお供えした事を報告。

・7月の農業委員会の開催日の報告 7月20日(火)午前9時より

・議案書の取り扱い(回収)について委員より質疑があり、次回農業委員会にて事務局より報告する事となる。

--	--